


報道機関各位

令和5年(2023年)5月10日(水) 15時00分 配付

項目	インフルエンザ注意報の発令について
配付資料	インフルエンザ注意報の発令について
内容及び報道に当たってのお願い	<p>令和5年第17週(令和5年4月24日～4月30日)において、網走保健所の定点あたりのインフルエンザ患者報告数は、注意報基準である10人以上となりましたので、注意報を発令します。</p> <p>なお、管内市町、教育委員会、医師会、各幼稚園等へ感染予防を徹底するために周知します。</p> <div data-bbox="424 875 1485 1451" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">＜インフルエンザ予防のポイント＞</p><p>インフルエンザにかからないよう予防に取り組みましょう。</p><p>1 人混みを避け、外出から帰ったら手洗いをしましょう。 人ごみに出るときにはマスクを着用し、外から帰ってきたら手洗いをかさずに行いましょう。また、室内の湿度を保つようにして(50%程度)、十分に栄養を摂り、睡眠もとりましょう。</p><p>2 インフルエンザワクチンの接種 インフルエンザワクチンを接種すると、発症をある程度抑え、かかっても重症化を防ぐ効果があるとされています。</p></div>
担当	<p>北海道網走保健所(北海道オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室) 健康推進課長 玉井 綾子 電話 (0152) - 41 - 0694 FAX (0152) - 44 - 4879</p> <p>※この発表についてのお問合せは、 17:30までに上記へお願いします。</p> <div data-bbox="1109 1675 1449 1899" style="text-align: right;"></div>

インフルエンザ注意報の発令について

令和5年5月10日（水）15時00分

北海道網走保健所
電話：0152-41-0694

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第17週（令和5年4月24日～令和5年4月30日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、注意報基準以上となりましたので、インフルエンザ注意報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第17週速報値）

区分	網走保健所管内	全道※	全国※
定点あたり患者数	13.6人	4.11人	2.24人

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第13週 (3/27～4/2)	第14週 (4/3～4/9)	第15週 (4/10～4/16)	第16週 (4/17～4/23)	第17週 (4/24～4/30)
網走保健所	2 (0.40)	12 (2.40)	24 (4.80)	17 (3.40)	68 (13.6)※
全道	1,155 (5.16)	719 (3.21)	533 (2.38)	662 (2.94)	924 (4.11)※
全国	20,038 (4.05)	13,643 (2.77)	10,595 (2.16)	12,291 (2.51)	10,945 (2.24)※

※第17週の患者報告数は速報値。

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合
警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合
※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。